

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	狭山市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/johokokai/kojin20170417.html

執行機関名 狭山市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年条例第16号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)第4条及び別表第1の4の項による狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年条例第16号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第13条第3項
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費の受給者証の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る道府県民税に関する情報及び当該申請に係る対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母及び養育者の配偶者又はそのひとり親等の扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものに係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条第2項 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第19条第2項
②事務の内容	現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	受給者の現況届に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ニ	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第19条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出に係る児童、父、母又は養育者に係る道府県民税に関する情報及び当該届出に係る対象者の属するひとり親等の配偶者又はそのひとり親等の扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものに係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第19条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出に係る児童、父、母又は養育者に係る住民票に記載された住民票関係情報